

平成22年1月

入札参加業者各位

総務部 契約課

建設工事の総合評価落札方式及び低入札価格調査制度の試行について（お知らせ）

みだしのことについて、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式を下記のとおり試行します。

また、総合評価落札方式においては、調査基準価格を設定して、それを下回った入札があった場合には、すぐに落札者を決定せず、その金額で当該工事の履行が可能かどうかを調査及び審査し、落札者を決定する制度である低入札価格調査制度（失格基準価格を併用）を試行します。

記

1. 対象工事
 - ・入札者の施工能力、工事实績、地域貢献等と入札価格を一体として評価することにより、粗雑工事を防止し、不良不適格業者の排除を図り、その結果として工事目的物の品質の向上が見込まれる工事
 - ・その他市長が必要と認める工事

2. 試行時期
 - ・平成22年度の発注工事から試行
（平成22年度は、土木工事1件・建築工事1件程度の試行を予定しております）

以上